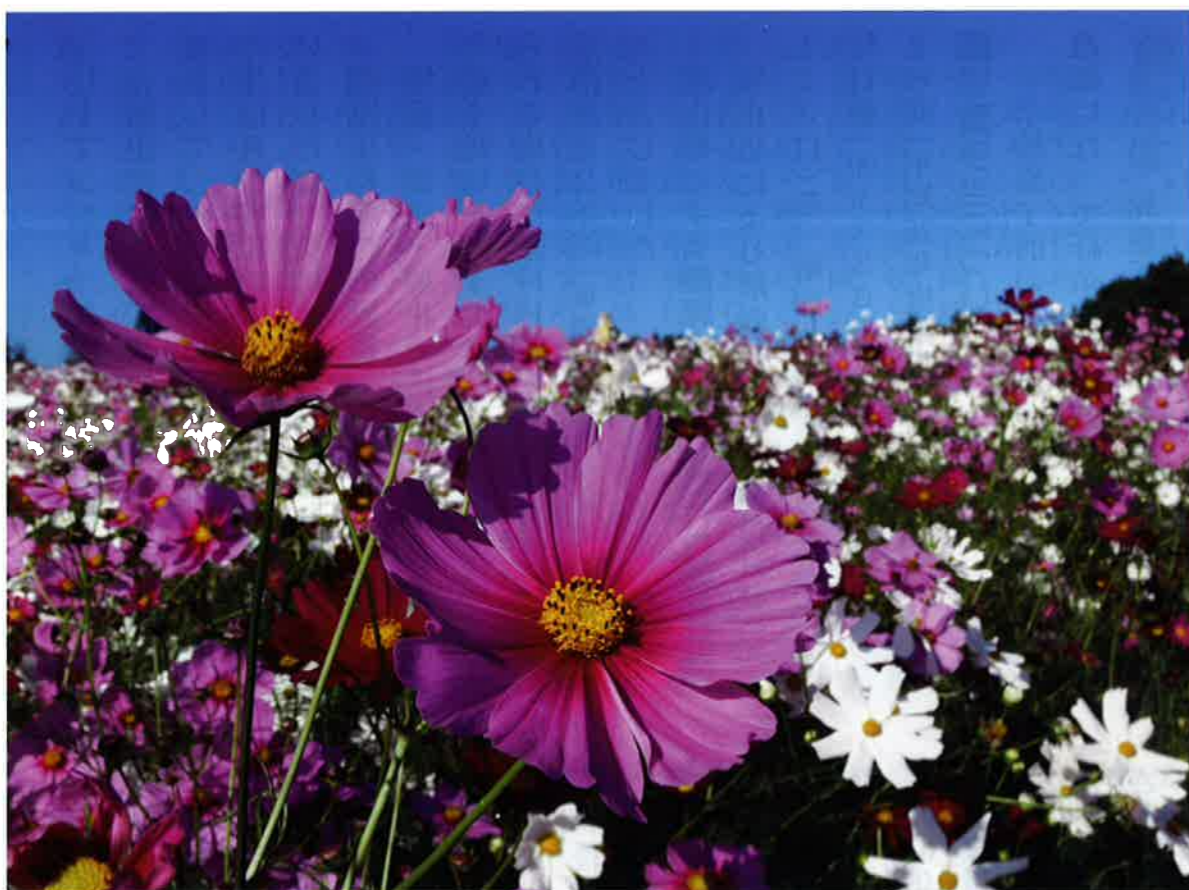


埼玉福利厚生援護会だより

平成24年秋季号



女性労働基準規則改正／雇用保険暫定措置2年延長…2p

職場のいじめ・嫌がらせの防止・解決…3p

改正育児・介護休業法が全面施行／障害者雇用率が引き上げ…4p

労働者派遣法改正…5p

過労死の労災認定（裁判事例）…6p

災害に備える危機管理…7p

平成24年2期
労働保険料の納期です

指定期限までにご納付をお願いします



経営者の方も 労災保険に入りましょう！

個人事業主、個人事業主の家族従事者
法人代表、法人役員の方が
お仕事中にケガ（病気）をしたら……

↓
労災保険が
適用されません



↓
別途申込みをすれば
労災保険が適用になります
（特別加入）



詳しくは当会へ 048-640-6543（代表）

当会にて社会保険（厚生年金・健康保険）のお手続きをいたします。お電話ください。

(TEL) 048-640-6543

編集と発行 労働保険事務組合 埼玉福利厚生援護会

〒330-0855 埼玉県さいたま市大宮区上小町908-2 電話：048-640-6543（代表）FAX：048-643-8268

E-mail: info@saitama-engokai.com URL: http://www.saitama-engokai.com/